

労働基準情報

休日の振替も可？ 1年単位の変形労働時間制

労基


1年単位の変形労働時間制で、夏季に休日を週1日とする「特定期間」を設けています。この間にも特に繁忙を極める時期が数週間あり、アクシデント等で連日業務に当たらざるを得ないこともあります。変形労働時間制は運用面の制約が多いようですが、休日の振替もできないのでしょうか。



A 特定期間は連続12日まで

1年単位の変形労働時間制（労基法32条の4）は、対象期間の開始前にあらかじめ労働日と労働日ごとの労働時間を具体的に定めることが要求され、使用者が業務の都合で労働日や労働時間を任意に変更したり、繁忙期に当たる「特定期間」を途中で変更したりすることは原則できないとされています（平6・1・4基発1号、平11・1・29基発45号）。

趣旨に鑑みると、休日の振替もできないように思われますが、就業規則等に根拠規定を置いたうえで、特定期間を除く対象期間は連続労働日数が6日以内、特定期間は「1週間に1日」の休日を確保することを条件に振替ができるとしています（平11・3・31日基発168号）。

特定期間においては、例えば1週目の初日と2週目の末日を休日として最長12日まで連続勤務となる振替が可能ということになります。

障害悪化で年金出るか？ 一時金を既に受給

労災


障害補償一時金をもらった後に状態が悪化すると、年金が出るときと出ないときがあると聞いていますが、どんな時に年金が出るのでしょうか。



A 新たな被災で加重され得る

業務上災害や通勤災害で障害が認定されると、障害等級7級以上の相当程度重いものには障害補償年金（業務上災害の場合）、障害年金（通勤災害の場合）が生涯支給されますが、8級以下の比較的軽度なものは障害補償一時金又は障害一時金が一括で支給されます。

障害が自然の経過により悪化した場合、当初一時金を支給された被災労働者には、その後障害の程度が年金支給に該当する等級になっても新たな支給はありません（労災法コメントール）。

ただし、その後別の労災で同じ部位を負傷して障害の程度が重くなり、年金支給の等級に該当したような時は、「加重障害」として支給額が加算されます。一時金から年金に切り替わる場合、等級に応じた年金額から先に受けた一時金の額を25で除した金額を差し引いた額が、障害（補償）年金として支給されます（労災則14条5項）

先に支給した一時金は「年金25年分」相当で、軽度の障害だったため少額の年金を一括で受けたと擬制し、障害が重くなり改定された年金額から既に受けた分を引いた差額分を支給するもの、と考えることもできます。